

石川緊急事態宣言

(対象期間：6月13日まで延長)

ご自身やご家族をはじめ大切な人の安全のためにも
「新しい生活様式の実践」、「接触の回避」と
「飛沫の防止」の徹底、「ワクチンの接種」
について、ご協力をお願いいたします

「まん延防止等重点措置」の適用について

【期間】

令和3年5月16日(日)～6月13日(日)

【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】

金沢市

石川緊急事態宣言の期間

5月9日(日)～5月31日(月)

→ 6月13日(日)まで延長

石川緊急事態宣言 対策①(外出自粛要請等)

<以下の対応をお願いします>

- 日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**(特に**20時以降**は厳に控える)
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用、**営業時間短縮の要請**に応じて**いない飲食店等の利用**を厳に控えていただくこと
- **不要不急の都道府県間の移動**は極力控えていただくこと
- **路上・公園等における集団での飲酒**など、感染リスクが高い行動は行わないこと
- **医療機関・高齢者施設等における面会**は自粛していただくこと
- **発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加**を控えていただくこと

石川緊急事態宣言 対策②(飲食店への時短要請等)

◎飲食店の時短要請(5月12日～5月31日) → **6月13日まで延長**

・金沢市 : 5時～20時までの時短営業

(5月15日までは法第24条第9項、5月16日からは法第31条の6第1項)

・金沢市以外 : 5時～21時までの時短営業(法第24条第9項)

◎カラオケ設備の利用自粛要請(5月12日～5月31日) → **6月13日まで延長**

・飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛(終日) ※要請に応じない場合は時短協力金を支給しない

(金沢市:5月15日までは法第24条第9項、5月16日からは法第31条の6第1項)

(金沢市以外:法第24条第9項)

追加

◎**酒類提供の自粛要請(5月16日～6月13日)** **金沢市**

・飲食店における酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)の自粛

(終日)(法第31条の6第1項) ※要請に応じない場合は時短協力金を支給しない

石川緊急事態宣言

対策③(一時支援金・月次支援金)

| 事業名 | | 一時支援金 | 月次支援金 |
|--------------|-------|---|--------|
| 対象月 (基準月) | | 1月～3月 | 4月～ |
| 給付要件 | | 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けていること (食品卸業者(酒屋など)、旅館・ホテル、タクシー、土産店など) | |
| | | 2019年又は2020年の同月比で50%以上減少 | |
| 給付額 (上限額) | 中小法人 | 60万円 | 20万円/月 |
| | 個人事業者 | 30万円 | 10万円/月 |
| 申請スケジュール | | 3月8日～5月31日 | 6月以降 |

ご不明な点については下記にお問い合わせください。

TEL : 0120-211-240

※8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)

石川緊急事態宣言

対策④(集客施設への時短要請等)

対象施設

(I) イベント関連施設

- ・ 劇場、映画館、展示場、貸会議室、多目的ホールなど
- ・ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)など

(II) イベントを開催する場合がある施設

- ・ 体育館、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、
バッチェングセンターなど
- ・ 博物館、美術館など

(III) 参加者が自由に移動できる施設

- ・ 百貨店、その他の物品販売店など(生活必需物資を除く)
- ・ スポーツクラブ、ゲームセンターなど
- ・ 遊興施設(バー、キャバレーなど)
- ・ その他サービス業(生活必需サービスを除く)

要請内容

【金沢市】

[1000㎡超]

20時までの**時短要請**

(5月16日～6月13日)

(法第24条第9項)

[1000㎡以下]

20時までの時短協力依頼

→**6月13日まで延長**

※(I)(II)についてはイベント開催
時は21時まで

※映画館は21時まで

【金沢市以外】

21時までの時短協力依頼

→**6月13日まで延長**

石川緊急事態宣言

対策⑤(集客施設への時短要請に係る協力金について)

◎対象区域

金沢市(重点措置を講じるべき区域)

◎支給額

| 大規模施設 (1,000㎡超の施設) | テナント (左記大規模施設の一部を賃借する事業者) |
|---|--|
| $\begin{aligned} & \text{時短営業した面積} \\ & 1,000\text{㎡ごとに}20\text{万円}/\text{日} \\ & \times \\ & \text{短縮した時間}/\text{本来の営業時間} \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text{時短営業した面積} \\ & 100\text{㎡ごとに}2\text{万円}/\text{日} \\ & \times \\ & \text{短縮した時間}/\text{本来の営業時間} \end{aligned}$ |

石川緊急事態宣言

対策⑥(イベント開催についての要請)

◎対象区域 県内全域

| 期 間 | 収 容 率 | | 人数上限 |
|---------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 5月16日 ～ 6月13日 | 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの | 大声での歓声・声援等が想定されるもの | 5,000人 以下 |
| | 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) | 50%以内 (席がない場合は十分な間隔) | |

※収容率か人数上限の小さい方を限度

※イベント参加時には、スマートフォンによる接触確認アプリ(COCOA等)をインストールすることを推奨

※入場整理を徹底

石川緊急事態宣言

対策⑦(県有施設等の対応について)

- ・ 兼六園、いしかわ動物園、のとじま水族館、ふれあい昆虫館などは臨時休園・休館
- ・ 県立美術館や歴史博物館をはじめとした文化施設などは、県主催のイベントは中止・延期

※ライトアップも中止

期間：5月31日まで → 6月13日まで

県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう要請

石川緊急事態宣言

対策⑧(事業者への協力依頼)

<以下の対応をお願いします>

- 職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、**出勤者数の削減を目指す**
- 20時以降の外出抑制を図る観点から、事業の継続に必要な場合を除く、**可能な限りの20時以降の勤務の抑制**
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の**人との接触を低減する取組の強力な推進**
- 職場における感染防止のための取組(事業場の換気励行、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、職員寮等の集団生活の場での対策等)や**「三つの密」、感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底**